

国家戦略特区における医学部新設の問題点

I. 医師養成が過剰となる時期の医学部新設、目的が不明確な医学部新設は到底認められない。

1. 厚生労働省医療従事者の需給に関する検討会（医師需給分科会）の中間報告において医師の需要と供給は 2024 年に均衡に達する事が明らかになっている。
2. 医学部は 6 年教育であることから、2018 年には医学部定員を削減してゆく事が求められている。
3. 国の方針では「国際的な医療人材の育成を目的とした際立った特徴を有する医学部とすること。」とされている。しかし、既存の 80 大学医学部ではすでに国際的な医療人材育成は進んでおりこの目的での医学部新設の意味はない。
4. 国際的な医療人材の育成を目的とした際立った特徴を有する医学部とするには、長期にわたる十分な経験の蓄積が求められ、既存の医学部に任せるべきである。
5. 新設の医学部では前述の目的を十分に達成することは困難である。
6. 留学生の受け入れは既に既存の医学部で進んでいる。
7. 従って、医学部新設は認められない。

II. 第 190 回国会で「国際医療福祉大学医学部の設置認可の差し止めに関する請願」（受理番号 3431）が提出されている。（資料 1）

1. 平成二十五年九月に成田市が国際医療福祉大学と共同で提出した「国際医療学園都市構想」の内容は入学定員百四十名のうち百二十名は国内の医師不足の解消を図るため地域医療の担い手として教育すると記されている。これは、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が平成二十七年七月三十一日付けで定めた「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」に明確に反しており認められない。
2. 地域医療の実情を無視した医学部及び附属病院の設置により地域医療崩壊の危惧があり、認められない。

III. 前述の如く医学部新設を容認している訳ではないが、国家戦略特区による医学部新設については国会答弁で確約している様に「平成 27 年 7 月 31 日付け国の方針」に厳格に従う事を求める。

1. 平成 27 年 7 月 31 日付内閣府、文部科学省、厚生労働省「方針」（資料 2）では「一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる国際的な医療人材の育成を目的とした際立った特徴を有する医学部とすること。」とされている。
2. 本問題については第 190 回国会で 3 通の質問主意書(内閣参質 190 第 17 号、第 86 号、第 87 号、)が提出(資料 3, 4, 5)され、さらに、参議院第 6 回予算委員会、参議院第 16 回内閣委員会で桜井充議員から質疑が行われた。それぞれ内閣総理大臣、大臣、副大臣等からの答弁が行われている。
3. 以下の国会答弁では答弁者いずれもが、「平成 27 年 7 月 31 日付内閣府、文部科学省、厚生労働省の「方針」である「一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる国際的な医療人材の育成を目的とした際立った特徴を有する医学部とする」ことを厳密に守る事を確約しており、国会答弁を遵守することは当然である。
 - i. 内閣参質 190 第 17 号に対する安倍晋三内閣総理大臣からの答弁
「「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」(平成 27 年 7 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定)は国家戦略特区の趣旨を踏まえた、国際的な医療人材育成のための医学部新設の方針として定めた。」(資料 6)
 - ii. 内閣参質 190 第 86 号に対する安倍晋三内閣総理大臣からの答弁
「「留学生を含めた学生全員に対して国際的な医療人材の育成のための教育が行われる予定であると承知している。」(資料 7)
 - iii. 内閣参質 190 第 87 号に対する安倍晋三内閣総理大臣からの答弁
「「留意点への対応状況について、確認を行ったところであり、留学生を含めた学生全員に対して国際的な医療人材の育成のための教育が行われる予定であると承知している。」(資料 8)

iv. 参議院第6回予算委員会（資料9）

質問：特区における医学部新設に関する方針というものがございまして、この方針を見る限り、この文章を読む限りにおいては、いわゆる一般の医療者の育成はできないことになっていますがそれによろしいのでしょうか。

答弁（内閣地方創生推進室 川上尚貴室長代理）：ご指摘のとおりでございます。

質問：（養成する医師は）一般的な国内医療に携わる人ではないという認識でよろしいんですね。

答弁（内閣地方創生推進室 川上尚貴室長代理）：一般的なということではございませんで、国際的な医療人材の育成ための医学部という位置づけというふうに承知しているところでございます。

質問：その方々（卒業生）は医者になった後に、地域医療に携さわれるとか、そういうことはしないということでよろしいんですね。

答弁（厚生労働省 神田裕二 医政局長）：一般的な診療に従事するというのを主目的としているものではございません。

質問：今この方針に則っている枠は20名で、残りの120名は一般の臨床医と私は聞いていますが、そうことであればとても認められないという認識でよろしいんですね。

答弁（国務大臣 馳浩）：入学定員140人の全員を対象として、国際的な医療人材の育成のための教育を行うということについて、昨年11月に関係3省で確認を行っております。

v. 参議院第16回内閣委員会（資料10）

質問：医師の受給の問題で医学部の新設はもうしませんというそのルールそのものがまちがいだから、だから特区で穴を埋めようとしている。その認識でいいですね。

答弁（梅田珠実 厚生労働大臣官房審議官）：今回新設が予定されている医学部につきましては昨年7月に内閣府文部科学省および厚生労働省の3府省で合意した国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針におきまして、国家戦略特区の趣旨を踏まえた国際的な

医療人材の育成を行う、そして一般の臨床医の養成確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元が異なるものとするとされており
ます。

質問：特区に従えば、国際的な医療をやる人たちしか育てないはずの
大学なんです。しかし、今の申請は、この国際的なことをやる人達の
定数はわずか 20、一般の医者を 120 育てるといって出している
んですよ。だからこれは三省合意が平成 27 年 7 月 31 日に出されて
いますが、これに全く違反しています。一般の医学部を本当は作り
たかったから、ただ単純に特区を悪用して、圧力をかけて、こうい
うことをやってきているんじゃないかと思っているんですよ。3 省で合
意した内容から読めば、一文たりとも一般の医師を育てるとは書い
ておりません。3 省の合意はちゃんと守って下さるんでしょうね？

答弁（副大臣 義家弘介）：国家戦略特区で新設する国際的な医療人
材の育成という趣旨を踏まえた医学部であるかどうか、その教育内
容について適切に判断して参りたいと思っております。

- IV. 前述した国会答弁を遵守するためにも「国家戦略特区における医学部では育
成する医師は地域医療を担う一般の医師の育成は出来ないとするルール」を
定めることを強く求める。
- V. 医学部新設を容認している訳ではないが、特殊な医療人材の育成のための医
学部であれば定員は限定的とすべきであり、例えば定員 40 名とする等適切
な定員規模とすることを強く求める。
1. 3 省合意による国の方針を厳格に守ったとしても、140 名の入学定員は
常識を逸脱している。
 2. 新医師確保総合対策（2006）・緊急医師確保総合対策（2007）での暫定的
定員増が認められる以前の既存の医学部定員は基本一校 100 名である。
 3. 昨年特例で認められた東北医科薬科大学でも「東北地方における医学部
設置に係る構想審査会 構想審査結果」の指摘（入学定員について臨時
定員 20 名を設定せず、100 名の定員で開学すること）を受け 100 名定
員で開学している。
 4. 一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の
異なる「国家戦略特区の趣旨を踏まえた」特殊（国際的）な医療人材の
育成のための医師養成であれば定員は限定的とすべきである。

VI. 大学設置審議会にあつては、「国家戦略特区で新設する国際的な医療人材の育成という趣旨を踏まえた医学部であるかどうか、その教育内容について適切に判断して参りたいと思っております。」旨の義家弘介文部科学副大臣答弁（資料10）を重く受け止め、「教育内容が国家戦略特区で新設する国際的な医療人材の育成という趣旨を踏まえた医学部であるかどうか」を厳密に判断されることを望む。

さらに、「入学者全員を対象として、国際的な医療人材の育成のための教育を行うということについて、昨年11月に関係3省で確認を行っております。」旨の馳浩文部科学大臣答弁（資料9）を受け「入学者全員に国際的な医療人材の育成のための教育を行う教育内容になっているか。また、育成する医師は地域医療を担う一般の医師の育成は出来ない事が担保されているか。」を厳密に判断されることを望む。